

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護担当
内線番号	4749

No.	項目	内容
①	処分名	地域医療支援病院の名称使用承認
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。</p> <p>一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(以下単に「医療従事者」という。)の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。</p> <p>二 救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p> <p>四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。</p> <p>六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。</p>
⑦	審査基準	<p>●医療法の一部改正について(平成9年12月26日厚生省発健政232号厚生事務次官通知)</p> <p>●医療法の一部を改正する法律の施行について(平成10年5月19日健政発639号厚生省健康政策局長通知 最終改正 平成26年3月31日医政発0331第4号厚生労働省医政局長通知)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	医療審議会
⑩	標準処理期間	((⑪合計期間)設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課 医務・看護担当 075-414-4749
⑬	備考	